

こっこほじょきじゆんおよ ちょうじかんりよう あ かた かん ぎろん せいり あん
 国庫補助基準及び長時間利用サービスの在り方に関する議論の整理（案）

1 こっこほじょきじゆん
 国庫補助基準について

(1) こっこほじょきじゆん やくわり
 国庫補助基準の役割について

げんざい きじゆん い か こっこほじょきん しちょうそん はいぶん きじゆん
 現在の基準は、以下のように国庫補助金の市町村への配分の基準であ
 り、しちょうそん さくてい こじん しえん ひしきゆうけつてい
 市町村によって、それぞれ策定されている個人の支援費支給決定の
 きじゆん やくわり こと
 基準とはその役割を異にするものである。

- げんこう こっこほじょきじゆん よさん はんいぬい ほじょ
 現行の国庫補助基準は、「予算の範囲内で補助することができる」こと
 とされている。とう かか こっこほじょきん
 とされているホームヘルプサービス等に係る国庫補助金を、サービス
 すいじゆん ひく ちいき そこあ はか かんてん しょうがいしゆべつとう
 水準の低い地域の底上げを図るという観点から、障害種別等ごとの
 へいきんてき りようりよう ちが こうりよ ひとり あ へいきん りよう
 平均的な利用量の違いを考慮しつつ、一人当たりの平均サービス量
 すく じちたい そうたいてき てあつ はいぶん きじゆん
 の少ない自治体に相対的に手厚く配分する基準である。

- また、きじゆん いちりつ てきよう ばあい りよう おお じちたい
 この基準を一律に適用した場合、サービス量の多い自治体の
 ほじょきんがく げんしょう じゅうぜん すいじゆん かくほ
 補助金額が減少するため、従前のサービス水準が確保されるよう、
 けいか そち いてい じゅうぜんがくほしょう
 経過措置として一定の従前額保障を行っている。

(2) こっこほじょきじゆん あ かた
 国庫補助基準の在り方について

ホームヘルプサービス等に^{とう かか こっこほじょきん かくほ}に係る^{くに}国庫補助金の確保については、国は
所要額^{しょうがく かくほ}の確保^{さいだいげんどりょく}について最大限努力するとともに、支援費制度^{しえんひせいど うんえい}の運営^{じったい}の実態
を踏まえて、サービス利用^{りよう ようけん たんか みなお}の要件や単価を見直し、より効率的に^{こうりつてき}制度が運営^{せいど うんえい}
できるようにしていくことが^{じゅうよう}重要である。これを^{ぜんてい}前提として、^{とうめん}当面の^{こっこ}国庫
補助基準^{ほじょきじゆん}については、本検討会^{ほんけんとうかい}では、^{いか}以下の^{ぎろん}とおり議論^{せいり}の整理^{おこな}を行う。

○ 現在^{げんざい}、ホームヘルプサービス等^{とう りようりよう}の利用量^{ちいき}が地域により大きく異な^{おお}って
いるという^{げんじょう}現状^ふを踏まえると、サービス水^{すい}準^{じゆん}の低い^{ひく}地域^{ちいき}の底上げ^{そこあ}を
図^{はか}るとい^{かんてん}う観点^{すす}から、サービス^{じちたい}の進^{こっこほじょきん}んでいない自治体^{こっこほじょきん}に国庫補助金^{こっこほじょきん}を
手厚^{てあつ}く配分^{はいぶん}することが^{こうりてき}合理的^{かんが}であると考^{かんが}えられる。

○ また、障^{しょう}害^{がい}種^{しゆ}別^{べつ}等^{とう}により、一^{いっ}般^{ぱん}の障^{しょう}害^{がい}者^{しや}、視^{しかく}覚^{しょう}障^{しょう}害^{がい}等^{とう}特別^{とくべつ}の二^に
ズ^ずを有^{ゆう}する障^{しょう}害^{がい}者^{しや}、全^{ぜん}身^{しん}性^{せい}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}に区^く分^{ぶん}して基^き準^{じゆん}を定^{さだ}めていること
については、障^{しょう}害^{がい}種^{しゆ}別^{べつ}等^{とう}ごとにサービス^{へいきんてき}の平均^{りようりよう}的な利用量^{こと}が異なる
ことから、国庫補助基準^{こっこほじょきじゆん}としては^{こうりせい}合理性^{かんが}があると考^{かんが}えられる。

○ 障^{しょう}害^{がい}種^{しゆ}別^{べつ}等^{とう}による^{きじゆん}基準^{くぶん}の区^{こま}分^{くぶん}については、よりきめ細^{こま}やかな区^{くま}分^{くぶん}を
設^{もう}けることも可^{かのう}能^{のう}であるが、直^{ただ}ちに納^な得^{とく}の得^えられる^{こうりてき}合理的^{くぶん}な区^{くま}分^{くぶん}が
可^{かのう}能^{のう}か、その区^{くぶん}分^{くぶん}について実^{じつ}務^むが可^{かのう}能^{のう}な具^ぐ体^{たい}的^{てき}かつ明^{めい}確^{かく}な要^{よう}件^{けん}を設^{もう}け
られるかとい^{もんだい}った問^{もん}題^{だい}があると考^{かんが}えられる。

○ 国庫補助基準^{こっこほじょきじゆん}については、今^{こん}後^ごの実^{じつ}績^{せき}から、市^し町^{ちやう}村^{そん}ごとのサービス

りようりょう へんか しちょうそん こっこほじょきん はいぶん ぐたいてきじょうきょう はあく
利用量の変化や、市町村への国庫補助金の配分の具体的状況を把握

し、サービス水準の低い地域の底上げという役割が適切に果たされて

いるかを検証するとともに、より細やかな障害種別等の区分の

必要性等を含め、その見直しを検討すべきである。

2 長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

国庫補助基準は、国庫補助金の市町村への配分についての基準であり、

支援費制度における長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

は、国庫補助基準の在り方の問題とは別に検討することが必要である。

長時間のサービスを必要とする障害者については、そのサービスを確保す

ることは必要である。しかし、公費によるサービスである以上、その費用につ

いては一定の制約があるのはやむを得ない。

したがって、サービス提供体制や、費用の在り方について検討が不可欠と

考えられる。

このような観点から、長時間利用サービスの在り方については、以下のとお

り議論の整理を行う。

(1) 平成17年度の対応について

以下の対応を行うことを検討する。

○ サービス利用者間の公平を図る観点等から、一月当たり相当量を越え

るサービス提供については、包括的な報酬体系を導入するとともに、

定常的に長時間サービスを行う従事者を確保するため、一定の条件の

下にヘルパー資格要件を緩和すること

○ ガイドヘルプサービスについては、^{しんたいかいご うむ くぶん ぜ ひ ふく}身体介護の有無の区分の是非も含め、
^{あ かたどう みなお}その在り方等を見直すとともに、^{ちょうじかんりよう}長時間利用にかかる^{かさんたんか みなお}加算単価を見直すこと

○ ホームヘルプサービスの^{るいけい}類型ごとにその^{りようじょうけん まも}利用条件が守られているかについて^{じぎょうしゃとう}事業者等を^{しく こうちく}チェックする仕組みを構築すること

(2) ^{こんご}今後の^{ちょうじかんりよう}長時間利用サービスの^{あ かた}在り方について

^{げん}現に^{ちょうじかん}長時間サービスを利用している^{りよう}障害者を^{しょうがいしゃ たいべつ}大別すると、^{つぎ}次の^{るいけい}類型がある。

1. ^{せいめい}生命・^{しんたい}身体の^{い じとう}維持等に^{じゅうだい}重大な^{ししょう}支障が生じるため、^{しょう}長時間の^{ちようじかん}継続した^{けいぞく}サービスを利用している^{りよう}者^{もの}

2. 1. ^{いがい}以外の^{もの}者で、^{しゃかいさんかかつどう}社会参加活動のために^{ちようじかん}長時間のサービスを利用している^{りよう}者^{もの}

- ・ 1の^{るいけい}類型に属する^{ぞく}多くの^{おお}者は、^{もの}日常生活において^{にちじょうせいかつ}多くの^{おお}場面で^{ばめん}人的^{じんてき}支援を^{しえん}必要とする^{ひつよう}障害の^{しょうがい}重い^{おも}脳性^{のうせい}マヒや、^{しんこうせいきん}進行性筋ジストロフィー、
^{けいついそんしょう}頸椎損傷、^{ぜんしんせいしょうがい}ポリオなどの^{くわ}全身性^{きゅうたん}障害に加えて、^{じんこうこきゅうき}吸痰、^{じんこうこきゅうき}人口呼吸器な
^{いりょうてき}ど医療的ケアと^{かいご}介護を^{にちじょうてき}日常的に^{く あ}組み合わせて^{りよう}利用することが^{ひつよう}必要な^{もの}者や^{きょうど}強度の^{こうどうしょうがい}行動障害のため、^{じょうじみまも}常時^{ひつよう}見守りが^{ものとう}必要な者等である。

- ・ 2の利用実態については、^{こ こじん} 個々人の^{しゃかいてき} 社会的な^{たちば} 立場やライフステージ、
あるいは^{こじん} 個人の^{せんたく} 選択を^{はんえい} 反映して^{きわ} 極めて^{たよう} 多様な^{りよう} 利用がされるという
^{とくちよう} 特長がある。

上記 1, 2の^{るいけい} 類型ごとにサービスの^あ 在り方^{かた} について^{けんとう} 検討する。

○ 1の^{るいけい} 類型について

- ・ ^{いりよう} 医療や^{かいご} 介護など^{ひつよう} 必要なサービスが^{いったいてき} 一体的・^{ほうかつてき} 包括的に^{ていきよう} 提供されるサ
ービスの^あ 在り方^{かた} やそのようなサービスを^{じっし} 実施できる^{じぎょうしゃ} 事業者の^{ようけんとう} 要件等
- ・ ^{じようき} 上記の^{ようけん} 要件を^み 満たすサービスについて、^{しんたい} 身体^{じようきようとう} の^{じょう} 状^{じょう} 況^{とう} 等により、
^ひ 日々、^{ないよう} 内容や^{りよう} 量^{へんどう} が^{ばあい} 変動する^{いっていはんい} ような^{ひよう} 場合^{まかな} にも一定^{まかな} 範囲^{ひよう} の^{まかな} 費用^{まかな} で^{まかな} 賄^{まかな} え
る^{まかな} ような^{まかな} 包括^{まかな} 的な^{まかな} 報酬^{まかな} の^{まかな} 在り方^{まかな}

○ 2の^{るいけい} 類型について

- ・ ^{じぜん} 事前に^{しきゆうけつてい} 支給^{ひつよう} 決定^{しえん} が必要^{ひせいど} な^{ひせいど} 支援^{ひせいど} 費^{ひせいど} 制度^{ひせいど} による^{ひせいど} ガイドヘルプサービスで
は、^{しかくしょうがいしゃとう} 視覚^よ 障^よ 害^よ 者^よ 等^よ の^よ あ^よ ら^よ か^よ じ^よ め^よ 予^よ 期^よ でき^よ ない^よ ニーズ^よ に^よ 臨^よ 機^よ 応^よ 変^よ に^よ 応^よ
え^よ ら^よ ない^よ 面^よ が^よ ある^よ こと^よ を^よ 踏^よ ま^よ え、^{しゃかいさんか} 社会^{しえん} 参^よ 加^よ を^よ 支^よ 援^よ する^よ 事^よ 業^よ 者^よ の^よ 活^よ 用^よ
な^よ ど^よ こ^よ の^よ よう^よ な^よ ニーズ^よ にも^よ 柔^よ 軟^よ に^よ 対^よ 応^よ でき^よ る^よ 仕^よ 組^よ み^よ へ^よ の^よ 移^よ 行^よ の^よ 在^よ り^よ
^{かた} 方^よ